

市より昨年要望いた
に対する回答書
(斎藤)

IV. 区別要望

以下の「区別要望」につきましては、今後の各区・地域の経済振興・活性化を図る上において、重要な都市・交通基盤整備等の要望事項であり、各区・地域に立地する企業等の切実な声を集約し掲載したものです。各区・地域の経済振興・活性化は横浜全体の活性化に結びつくものであります。

つきましては、各区役所と関連部局が連携を図りつつ、整備促進等に向けて横浜市ご当局としてお取り組みいただくとともに、国等関係方面への働きかけを強力に行っていただきたい。

【神奈川区】

(1) 臨港幹線道路の早期完成

【回答】

臨港幹線道路は、臨海部の道路ネットワークを構築するために重要な道路と考えています。

山下ふ頭と本牧ふ頭間の臨港幹線道路は、山下ふ頭再開発の一部供用時に物流活動に支障が生じないよう一般車との分離を図る上で必要があることから、引き続き早期整備を国へ働きかけていきます。

(2) 新浦島橋の拡幅（架け替え）の早期完成

【回答】

「新浦島橋の拡幅（架け替え）」については、平成24年4月から安全・安心な橋に架け替える工事をしており、平成29年度中の新橋の供用開始を目指して工事を進めています。

また、架け替え事業に必要とされる用地取得に向けて、用地交渉を進めています。

引き続き、早期完成に向けて取り組んでいきます。

(3) JR東神奈川駅地下道の拡幅

【回答】

東神奈川駅付近でJRを横断する都市計画道路として、横浜上麻生線が計画されています。

平成20年5月に公表した「都市計画道路網の見直しの素案」において、線形や幅員を見直す「変更候補」としています。また、内陸部と臨海部との交通の円滑化を図るとともに、東口駅前広場の交通混雑の軽減を図るため、優先的に事業着手する路線としています。着手時期は「変更候補」であるため、都市計画手続の段階で検討していきます。

(4) 神奈川お台場の保存・活用に向けた助成

【回 答】

神奈川台場の遺構は、平成22年9月に文化財保護法上の「周知の埋蔵文化財包蔵地」として位置づけています。台場跡地のほとんどは私有地であるため、今後の保存活用については、土地所有者や関係機関・団体と調整しながら検討していく必要があると考えています。

神奈川台場の保存活用としては、これまで、神奈川台場の遺構の一部が埋もれている神奈川台場公園について、当時の石積みを再現するなどの再整備を行うとともに、神奈川台場の歴史を紹介するパネルを公園内に設置したほか、中央卸売市場内に現存する石積みまでの歩行者用通路の整備を行ってきました。

本市の開港の歴史的な遺構として、東高島駅北地区のまちづくりにおいても、今後の調査結果を踏まえ、保存方法などを検討していきます。

また、「神奈川宿歴史の道」、「『わが町かながわとておき』散歩ガイド」及び「横浜旧東海道みち散歩リーフレット」の広報印刷物で神奈川台場を紹介しています。今後も引き続き、神奈川台場のPRに努めます。

(5) 「かながわ物産館(仮称)」の開設支援

【回 答】

ご要望いただいた物産館の開設支援については、ポートサイド地区C4街区（旧横浜シティエアターミナル敷地）の市有地活用事業者の公募に当たり、神奈川区内の物産の紹介・販売等ができるスペースなど「神奈川区をはじめとする市内の物産を活用した取組を実施すること」を、参加条件とする方針です。

(6) 神奈川東部方面線の整備に合わせた羽沢駅周辺の早期整備促進

【回 答】

羽沢駅周辺のまちづくりについては、地元住民などで構成する協議会との話し合いにより、まちづくりの方針となる「羽沢駅周辺まちづくりガイドライン」を平成27年5月に策定・公表しました。

また、羽沢駅直近エリアの整備は、地権者及び関係部署間との調整を経て、平成28年1月に土地区画整理事業の認可を行い、再開発等促進区を定める地区計画の策定に向けて手続を進めています。

交通基盤施設については、駅周辺の開発計画と整合を図りつつ、計画の策定を進めます。

【港北区】

(1) 神奈川東部方面線の早期整備

【回 答】

神奈川東部方面線は本市西部及び新横浜を東京都心部と直結し、利用者の利便性と速達性を向上するとともに、新横浜都心の機能強化を図り、これからの都市づくりや災害に強いまちづくりを進めるため重要な路線であると考えています。

引き続き、都市鉄道等利便増進法に基づき、整備主体である、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して、国・神奈川県と協調して補助金を交付し、着実に事業を推進していきます。

(2) 横浜環状北線の来年度完成

【回 答】

横浜環状北線はトンネル部の掘削が完了し、現在、換気所の工事、第三京浜道路や首都高速道路横浜羽田空港線との接続部の橋梁の工事など全区間で工事を実施しています。引き続き、平成28年度の開通に向けて、事業者である首都高速道路株式会社と連携しながら整備を進めています。

(3) JR菊名駅のバリアフリー化の早期完成と商店街支援

【回 答】

JR菊名駅バリアフリー化工事は、平成26年3月に着工しました。供用開始は平成29年度中を目指していますが、市民の皆様の期待に1日も早く応えられるよう、鉄道事業者とともに工期短縮に向け取り組んでいきます。

商店街支援については、今後も開業経費への支援等により空き店舗の解消とともに、創業希望者の発掘、育成を目的にチャレンジショップを運営します。個店の活力を向上させ事業継続につながる事業の経費を補助する制度を設けています。

また、「ガチめん！」のような取組を支援する「商店街販売促進支援事業」、「商店街活性化イベント助成事業」及び街路灯などハード整備を支援する「商店街環境整備支援事業」など、商店街の再整備・活性化に向けた取組を支援していきます。

さらに、新たに商店街のインバウンド対策（Wi-Fi環境の整備等）や大型店と商店街加盟の個店の連携による販路拡大への取組に対する支援などを行います。

(4) 新綱島駅周辺地区の早期再開発計画促進と区民文化センターの設置

【回 答】

新綱島駅周辺地区では、相鉄・東急直通線の新駅の地上部を活用した道路や綱島街道をはじめとする都市計画道路等の都市基盤施設を整備します。

また、駅前のポテンシャルを生かした土地利用の促進を図るために、土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に実施し、鉄道の開業に合わせて、新たなまちを形成します。

現在、事業の実施に向けて都市計画決定の手続を開始しており、市街地再開発事業に合わせて、区民文化センターの整備を進めています。

(5) 新横浜駅南口再開発推進

【回 答】

新横浜駅南部地区では、平成 22 年度に「新たなまちづくりの考え方（案）」を公表し、計画策定に向け、地域の合意形成を大切に段階的に進めることとしています。

これまでの意向調査等を踏まえ、平成 26 年度から、まずは駅を起点としたエリアを対象に、区域の土地利用について検討を始めることとし、地域の方々との話し合いを開始しました。その中では、様々な立場のご意見をいただきしております、今後も継続的に話し合いを行います。

(6) 地域ブランドの積極的な活用

【回 答】

港北区では、引き続き、港北ブランドのPRのため「横浜市港北区ミズキー」ロゴの利用や、庁舎等での展示場所提供等の協力を続けていきます。

(7) 宮内新横浜線の早期整備

【回 答】

宮内新横浜線は、市道新羽第 287 号線から日吉元石川線までの延長約 1.3 kmについて、新吉田地区、新吉田高田地区として事業を実施しています。

平成 28 年度も、平成 27 年度末に着手した橋梁工事や用地取得を引き続き進めています。

(8) 日産マリノスタウン移転に伴う周辺整備と競技場・北新横浜までの地下歩道の延伸

【回 答】

新横浜駅北部地区は、昭和 39 年の東海道新幹線開通を契機に土地区画整理事業による基盤整備が行われました。その後、様々な施設整備が進み、新横浜都心の中心地区となっています。

横浜マリノトップチームの活動の移転先となる新横浜公園は、平成 10 年にスタジアムが完成しているほか、新横浜駅とのアクセス経路も整備されており、新たに地下道等を整備する予定はありません。

(9) 北新横浜・新羽地区駅前再開発と区画整理事業の見直し

【回 答】

新横浜長島地区は土地区画整理事業により、新羽駅周辺地区は市営地下鉄3号線の開通や都市計画道路の整備に合わせて、新横浜都心の一部として機能強化・集積を図っています。

両地区ともにかつては工場、倉庫、運輸関係の施設を中心の土地利用となっていましたが、駅周辺への機能集積を図るため、新横浜長島地区及び新羽駅周辺地区の一部のエリアで地区計画を定め、用途地域の変更や高さ制限の緩和を行いました。

一方で、駅近くであっても高さ制限を設けているエリアがありますが、その理由として、駅周辺の中でも周辺との調和のとれた街並みの創出や日影規制等による住環境の保全が必要と判断しています。そのため、著しい状況の変化がない限り、高さ制限の緩和等は難しいと考えています

(10) 昭和21年時の耕地整理時の用水路の残骸を通学路に利用変更する等の有効活用

【回 答】

新羽小学校入口交差点付近の用水路敷は、現在、民有地となっています。そのため、整備にかかる工事費だけでなく、用地の買収に多額の費用が必要となることから実施は困難です。

今後も引き続き、現在の通学路を安心してご利用いただけるよう、安全の確保に努めていきます。